

○国土交通省令第七十九号

航空法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項、第三百三十二条第一号及び第二号、第三百三十二条の二ただし書並びに第三号及び第五号、第三百三十二条の三、第三百三十七条第一項及び第二項並びに第三百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣 石井 啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に、「第九章 雑則（第二百三十六條―第二百四十三條）」を

「第九章 無人航空機（第二百三十六條―第二百三十六條の八）」

第十章 雑則（第二百三十七條―第二百四十三條）」

に改める。

第五条の二を次のように改める。

（法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器）

第五条の二 法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器は、重量が二百グラム未満のものとする。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

(有視界飛行方式)

第六条の二 有視界飛行方式とは、計器飛行方式以外の飛行の方式をいう。

第二百九条の三第一項第三号中「模型航空機」の下に「(無人航空機を除く。次条において同じ。)」を加える。

第二百三十七条を削り、第二百三十六条を第二百三十七条とする。

第二百四十条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 法第三百三十二条ただし書の規定による許可(同条第一号の空域における飛行に係るものに限る。)

第二百四十条の二第一項中「第三十七号の十一」の下に「、第四十号の二」を加える。

第二百四十二条の表八の項中「同項第三十六号の二」の下に「及び第四十号の二」を加える。

第二百四十三条第一項の表二の項中「及び法第七十六条の二」を「、法第七十六条の二、法第三百十二条及び法第三百三十二条の二」に改め、同条第二項の表二の項中「法第九十九条の二第二項」の下に「及び法第三百三十二条」を加え、「もより」を「最寄り」に改める。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

## 第九章 無人航空機

(飛行の禁止空域)

第二百三十六條 法第三百三十二條第一號の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

- 一 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六條第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
  - 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域
- 第二百三十六條の二 法第三百三十二條第二號の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

(飛行禁止空域における飛行の許可)

第二百三十六條の三 法第三百三十二條ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 飛行禁止空域を飛行させる理由

- 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- 八 その他参考となる事項

(飛行の方法)

第二百三十六條の四 法第三百三十二條の二第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六條の五 第九十四條第一項の規定は、法第三百三十二條の二第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第九十四條第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第三百三十二條の二第五号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第二百三十六條の六 法第三百三十二條の二ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所

- 二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 法第三百三十二条の二各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由
- 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- 八 その他参考となる事項

( 搜索又は救助のための特例 )

第二百三十六条の七 法第三百三十二条の三の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により搜索若しくは救助を行う者とする。

第二百三十六条の八 法第三百三十二条の三の国土交通省令で定める目的は、搜索又は救助とする。

#### 附 則

この省令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月十日）から施行する。